

決議第5号

市長不信任決議

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月16日 提出

提出者 須坂市議会議員 宮本 泰也

岩田 修二

## 市長不信任決議

須坂市のふるさと納税返礼品の産地偽装問題は、全国的に本市の信用を根底から揺るがすとともに、市民の信頼を著しく損なうこととなりました。

三木市長は、令和6年12月16日の時点で、返礼品に偽装の可能性があるとの報告を受けていたにもかかわらず、返礼品の募集を直ちに停止せず、産地偽装について調査に入ることなく、翌年3月7日に停止するまで継続する判断を行いました。この判断により、総務省から2年間の対象団体除外という、極めて重い行政処分を招くに至りました。

三木市長はふるさと納税を当てにし、2020年度以降2024年度まで歳出決算額を大幅に拡大し、身の丈に合った財政運営をしてきませんでした。そのため、市長は「財政健全化実行宣言」を発出せざるを得ない状況に追い込まれ、令和7年9月市議会において、事業の見直しに伴う総人件費の抑制、市が主催するイベント事業等は、2026年度から当面の間休止、中止。カッタカタまつりをはじめとするイベント等はゼロベースで実行委員会が検討、市保有施設の休止・廃止、縮小・統合を含め検討、併せて指定管理費、委託事業の見直し、委託事業の内容・補助金及び負担金の見直し、使用料の改定等を掲げました。

そして今12月市議会において、使用料の改定26施設、新たに料金設定する11施設、廃止は6施設などの条例改正案が提出されました。

また、2026年度当初予算編成に向け、10%減のシーリングにより各部で検討が進められており、2026年度当初予算は市民生活に直結する施策や将来への投資にも深刻な影響が及ぶことは避けられず、市民の不信と失望は日を追うごとに拡大しています。

さらに例年、12月議会において人事院勧告に準じ職員の給与改正案が提出されますが、今年度は国に準じた給与引き上げは見送りとの方針で職員労働組合と交渉中であり、事業見直しのもとに数多くの弱い立場の会計年度任用職員も含めた定員減、総人件費の抑制を行おうとしています。

議会としても、令和7年6月議会で「市長及び副市長問責決議」、9月議会で「副市長辞職勧告決議」を議決しましたが、いまだに明確な責任が取られていない状況にあります。今回の問題は、三木市長も認めているように自分自身が自ら引き起こしたことであり、なぜ市民や一番弱い会計年度任用職員を含めた職員が犠牲にならなければならないのか極めて疑問です。

したがって、市民の皆さんに責任の所在を明確するとともに、人心一新し、新しい体制で須坂市政始まって以来のこの危機に対処すべきであります。よって、ここに市長不信任決議を提出するものであります。

令和7年12月16日